○厚生労働省令第百三十九号

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第九条、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第九条、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二十九条並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十一条第一項、第二項及び第四項並びに医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）第三条、歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）第三条、診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第一条の二、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第一条の三、歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第一条の二、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第一条、理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第一条、視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第一条及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第三条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

厚生労働大臣　根本　匠

医師法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医師免許の申請手続） **第一条の三**　（略） 2　令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　（略） 二　戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。） 三・四　（略） 3・4　（略） （医籍の訂正の申請手続） **第三条**　令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。 2　（略） （免許証の再交付の申請手続） **第四条の二**　令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写しを添えなければならない。	（医師免許の申請手続） **第一条の三**　（略） 2　令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一　（略） 二　戸籍謄本又は戸籍抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第一項及び第四条において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し（）とする。） 三・四　（略） 3・4　（略） （医籍の訂正の申請手続） **第三条**　令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。 2　（略） （免許証の再交付の申請手続） **第四条の二**　令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。